

「土地区画整理事業を施行すべき区域」内における建築規制について

平成30年4月1日版

1 概要

練馬区は、約 2,104.2ha（区の面積の約 44%）の区域が「土地区画整理事業を施行すべき区域」（以下、「すべき区域」という。）です。

「すべき区域」は、昭和44年5月8日に「練馬大泉石神井付近土地区画整理事業」（建設省告示第1804号）として都市計画決定されました。

2 都市計画法に基づく建築制限

「すべき区域」は、都市計画法第12条の市街地開発事業に該当するため、区域内で行う建築行為に、同法第53条に基づく許可が必要となります。なお、練馬区で許可を受けることができるのは、同法第54条に規定する建築物のほか、つぎの基準によります。

○ 練馬区のスベキ区域内における建築制限緩和の基準（平成21年10月19日21練都第523号）

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

- ①建築物の敷地に係る土地区画整理事業の実施が、近い将来見込まれていないこと。
- ②階数が3以下であり、かつ地階を有しないこと。
- ③主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- ④建築物がすべき区域の予想街路の内外にわたる場合は、将来において予想街路の部分を分離できるよう、設計上の配慮をすること。

都市計画法第53条の許可申請に関するご相談（添付図書等）および申請書の提出先は、**本庁舎15階の建築審査課（Tel. 5984-1906, 5984-1299）**です。（申請書の様式は、練馬区ホームページの「申請様式ダウンロードサービス」からダウンロードできます。）

※ 土地区画整理事業を施行中または施行済みの区域は、第53条の許可は不要です。ただし、施行中の区域は、土地区画整理法第76条の許可が必要になりますので担当（裏面参照）にお問い合わせください。

3 都市計画法第53条に基づく許可の例外的な取扱い

上記の緩和の基準のうち②または③に該当しない建築物（4階以上・地階有り・RC造など）については、「土地区画整理事業の施行に支障となるときは建物の移転に協力すること」の条件付きで、建築規制の例外的な取扱いとして、建築が許可されます。

ただし、「**予想街路（土地区画整理事業を実施する際に予定している街路）**」の区域内は、**例外的な取扱いは出来ません。**

○ 例外的な取扱いを行う場合の手続き

都市計画法第53条の許可申請とは別に「土地区画整理事業を施行すべき区域内における建築計画の届け」（以下「建築計画の届け」）の提出が必要です。事前にご来庁のうえ、例外的な取扱いの対象となるかどうか、都市計画課（届出用紙配付・提出先）でご確認ください。

※ 「建築計画の届け」（一部提出）には案内図、配置図、各階平面図、立面図を各一部ずつ添付してください。（届けの様式は、練馬区ホームページの「土地区画整理事業を施行すべき区域」からダウンロードできます。）

※ 都市計画法第53条の許可申請前または同日に、ご提出ください。

※ 計画変更により、再度許可申請をした時は、「建築計画の届け」も再度提出が必要となります。

（担当）本庁舎16階 練馬区 都市整備部 都市計画課

Tel. 5984-1534

土地区画整理法第 76 条の許可に関する担当

○個人（共同）・組合区画整理事業区域内

都市整備部まちづくり推進課（本庁舎 16 階：Tel. 5984-4758）